			平成23	<u> </u>	7777	7777	~~	(HI I- T	- MID HIF7			
発	言	者		発		言		要		旨		
井上	(航)	委員	1 さいた	ま新者	祁心第	8 — 1	A 街	区整備	こ関して	、平成	22年	度決
			算には、	和解に	こよる	損害賠	賞金	収入や、	土地利	用推進	費の支	出な
			どがある	。こ <i>の</i>	り事業に	におい	τ,	これまっ	での投資	額と損	害賠償	額と
			を比較し	、収支	をのバ ラ	ランス	まど	うなのか	١,			
			2 県営公	園の指	旨定管3	理委託	料の	推移はる	どうなっ	ている	のか。	年々
			減少して	いると	₽思われ	れるが、	そ	の要因に	は何か。			
都市	整備區		₹1 平成 2	2 年度	度の土地	地利用:	推進	費につい	いては、	損害賠信	賞額を	決め
			る際の弁	護士幸	が幅別	、不動	産コ	ンサル	ティング	`費用等I	こ充て	た。
			損害賠償	金は、	これ	らの費	用に	人件費	や光熱水	費など	これ	まで
			要した経	費を加	巾え、」	民間事	業者	から2位	意6, 0	00万	円の賠	償金
			を受けた	0								
公園	スタジ	ジアム	2 平成1	8 年度	度に指え	定管理	者制	度を導力	入したが	、指定'	管理者	のコ
課長			スト縮減	た自み	主事業 (の実施	等に	より、	算入前と	比較し	て約2	6 %
			減少した	結果で	である。)						
井上	(航)	委員	1 指定管	理者に	は経営	努力を	して	管理費 8	を削減し	ている。	指定	管理
			者は、努	カした	こ分の	委託料	を削	減される	ると疲弊	!してし	まう。	指定
			管理者の	経営勢	予力を 打	指定管3	里者	に還元す	べきで	はないた	\ 0	
			2 さいた	ま新者	祁心第	8 — 1	A 街	区整備	事業につ	いて、	民間事	業者
			との清算	は平成	戈22 4	年度でき	完了	したとし	いうこと	でよいの	つか。	
公園	スタジ	アム	1 指定管	理は原	原則公	募で 5	年間	となって	ているが	、提案	された	事業
課長			計画書を	審査し	った上 [・]	で、指	定管	理者を過	選定して	いる。	各年度	の指
			定管理委	託料は	は基本	的にそ	の提	案に沿っ	うように	してい	る。指	定管
			理者とし	,て努:	カした	分は指	定管	管理者に	帰属さ	れるよう	うにし	てい
			る。									
都市	整備政	策課	2 損害賠	償金:	ついてに	は、平	成 2	3年2月	目議会で	議決い	ただき	、3
長			月に和解	合意書	書を取	り交わ	した	。合意	書第3条	で「本	合意書	に定
			める事項	の他、	何ら何	債権債	務が	ないこと	ヒを相互	に確認	する。	اع ر
			されてお	り、清	賃算は5	完了し ⁻	てい	る。				